

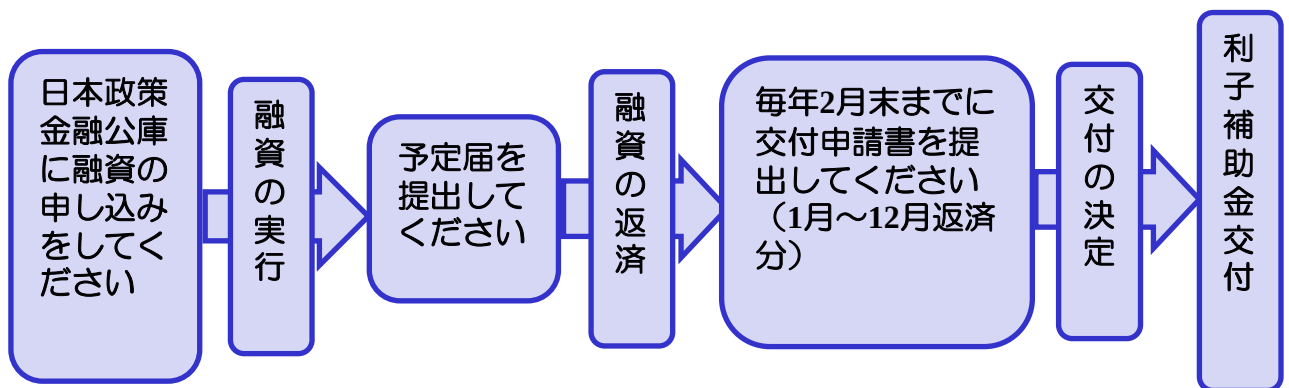
松山市創業資金利子補助金のご案内（日本政策金融公庫分）

（株）日本政策金融公庫から創業のために必要な資金の融資を受け、市内で新たに事業を開始する事業者に対し、利子補助金を交付します。

<松山市創業資金利子補助金の概要>

- 対象者：新たに市内で事業を開始する事業者のうち、次の要件を満たすもの。
 - ①市内住所を有する個人企業又は本店を有する法人であること
 - ②事業開始後6か月以内に融資を受けていること
又は融資後6か月以内に事業を開始していること
 - ③市税を滞納していないこと
 - ④利子補助金交付時まで事業を継続していること
- 利子補助率：年1.0%以内（1円未満切り捨て）
- 対象期間：2年間（令和8年3月31日までに実行された融資が対象）

<利子補助金申請の流れ>



<必要書類>

【交付申請前に提出して頂く書類】

- 松山市創業資金利子補助金交付申請予定届(様式第1号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した支払額明細書(コピー)
- 市内で事業を開始したことを証する書類(コピー)
 - ・個人事業所：個人事業の開業・廃業等届出書(控)
 - ・法人事業所：法人の設立・設置に関する申告書(控)

【交付申請時に提出して頂く書類】

- 松山市創業資金利子補助金交付申請書(様式第2号)
- (株)日本政策金融公庫が作成した利息支払証明書
- 同意書
- 請求書
- 誓約書(融資使途)
- 誓約書(飲食業のみ)
- 確認書
- 許認可書(対象業種のみ、コピー)
- チラシ、店舗写真等、開業が確認できる資料

<書類提出先>

松山市役所 本館8階 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

<留意事項>

- 補助金の交付時に事業継続及び市税を完納していることが必要になります。
- 申請期間は、原則的に1月～2月末までとし、3月以降の申請はできません。
(期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません)
- 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 補助金の交付は、交付申請受付後、各種の審査等を行い、5月末までに松山市から事業者へ口座振替により交付します。

<お問い合わせ>

- ①松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課(〒790-8571松山市二番町四丁目7番地2)
TEL:089-948-6783 FAX:089-934-1844
- ②日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業
TEL 089-941-6148